

埋蔵文化財 試掘調査の実施について

今回、埋蔵文化財所在照会のありました土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していませんが、未発見の埋蔵文化財の所在が想定されます。宮城県教育委員会の指導により、工事等を行なう場合は事前に分布調査（試掘調査）を実施して埋蔵文化財の有無を把握することとされております。

試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認されない場合は文化財保護法に関わる手続きは不要となります。なお、埋蔵文化財が確認された場合は改めて文化財保護法に基づく届け出を行なっていただいた上で、計画変更等の再協議が必要となることがありますのでその際はご協力願います。

つきましては、下記についてご確認いただき、下記担当まで調査依頼のご連絡をお願い致します。

1. 「試掘調査依頼書」「発掘調査承諾書」の提出

→別紙様式により作製し提出して下さい。依頼書は事業主、承諾書は土地所有者の名義にて押印が必要です。

2. 現地の状況確認

- 構築物・植木・作付け作物・立木等の有無、重機進入路の確保（幅 2.5m 以上）等
- 水道管・下水管・暗渠管・その他配管等の既設埋設物の有無・埋設位置等

3. 工事予定範囲の明示

→敷地内に既設埋設物等がある場合や、敷地境界および工事箇所的位置が分かりづらい場合は、現地に明示していただくか、事前の立会確認をお願いします。

4. 試掘調査の実施希望時期

- 調査の所要日数は、個人住宅程度の規模の場合で通常 1～2 日間程度となります。
- 依頼日時点で調査可能であるか、また耕作終了後などのご都合があればお知らせ下さい。

※試掘調査では重機を使用して掘削を行ないます（調査費用のご負担をお願いする場合があります）。

※調査の実施にあたり、既存構造物の移設及び撤去、植栽物の移植及び伐採、刈払い等が必要な場合、あらかじめ事業主様において実施していただいた後に調査着手となります。

※調査後は、掘削土による埋め戻しのみとし、舗装の復旧等は教育委員会では行ないません。

※調査の掘削により下層の土壌が混和され、埋め戻し後の地表面に石などが露出することがあります。



試掘調査（作業イメージ）

調査依頼のご連絡およびご不明な点等につきましては下記担当までお問い合わせ願います。

蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係 埋蔵文化財担当（電話 0224-33-2328 info@dokitan.com）